

バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(連結)

平成19年3月より新しい自己資本比率規制(バーゼルⅡ)が適用になりました。当行は、信用リスク・アセットの算出においては「標準的手法」、オペレーショナル・リスクの算出にあたっては「基礎的手法」を適用しております。また、自己資本比率告示第25条または第37条の算式に準補完的項目及びマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないことから、該当しない手法等に係る部分の記載は省略しております。

同規制の開示項目に関し、金融庁告示第15号に定める自己資本の充実の状況等について、以下のとおり開示致します。

<定量的な開示事項>

○第4条第3項第1号(自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額)

自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社については該当ございません。

○第4条第3項第2号(自己資本の構成に関する次に掲げる事項)

イ. 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

- (1) 資本金及び資本剰余金
- (2) 利益剰余金
- (3) 連結子法人等の少数株主持分の合計額
- (4) 自己資本比率告示第五条第二項又は第二十八条第二項に規定するステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合
- (5) 基本的項目の額のうち(1)から(4)までに該当しないもの
- (6) 自己資本比率告示第五条第一項第一号から第四号まで又は第二十八条第一項第一号から第四号までの規定により基本的項目から控除した額
- (7) 自己資本比率告示第五条第一項第五号又は第二十八条第一項第五号の規定により基本的項目から控除した額
- (8) 自己資本比率告示第五条第七項又は第二十八条第六項の規定により基本的項目から控除した額

ロ. 自己資本比率告示第六条又は第二十九条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第七条又は第三十条に定める準補完的項目の額の合計額

ハ. 自己資本比率告示第八条又は第三十一条に定める控除項目の額

二. 自己資本の額

連結自己資本の構成

[単位: 百万円]

項目	平成22年9月期	平成23年9月期
資本金	22,725	22,725
資本剰余金	17,629	17,629
利益剰余金	66,853	71,524
自己株式	△2,194	△2,683
社外流出予定額	△675	△670
新株予約権	43	105
連結子法人等の少数株主持分	2,796	3,280
基本的項目 (A)	107,178	111,912
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,179	1,179
一般貸倒引当金	5,304	5,397
負債性調達手段	—	—
補完的項目 (B)	6,484	6,577
自己資本総額 (C) = (A) + (B)	113,662	118,489
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,542	2,042
基本的項目からの控除分を除く自己資本控除とされる証券化エクスポージャー	—	—
控除項目計 (D)	1,542	2,042
自己資本額 (E) = (C) - (D)	112,119	116,446
資産(オン・バランス)項目	776,684	793,791
オフ・バランス取引等項目	10,206	8,926
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	61,830	60,951
リスク・アセット額 (F)	848,721	863,669
自己資本比率(国内基準) (E)/(F)	13.21%	13.48%
参考: Tier 1比率(国内基準) (A)/(F)	12.62%	12.95%

○第4条第3項第3号(自己資本の充実度に関する次に掲げる事項)

イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

- (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
- (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)(i)事業法人向けエクスポージャー (ii) ソブリン向けエクスポージャー (iii) 金融機関等向けエクスポージャー (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (3) 証券化エクスポージャー

バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(連結)

資産(オン・バランス)項目

[単位:百万円]

	平成22年9月期	平成23年9月期
	所要自己資本の額	所要自己資本の額
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公営企業等金融機構向け	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	53	59
10. 地方三公社向け	45	1
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	234	322
12. 法人等向け	12,213	12,138
13. 中小企業等向け及び個人向け	8,160	8,667
14. 抵当権付住宅ローン	2,198	2,265
15. 不動産取得等事業向け	4,936	5,109
16. 三月以上延滞等	221	210
17. 取立未済手形	2	0
18. 信用保証協会等による保証付	121	118
19. 株式会社産業再生機構による保証付	—	—
20. 出資等	774	821
21. 上記以外	2,094	2,036
22. 証券化(オリジネーターの場合)	—	—
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	11	—
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—
合計	31,067	31,751

オフ・バランス取引等項目

[単位:百万円]

	平成22年9月期	平成23年9月期
	所要自己資本の額	所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	—	—
3. 短期の貿易関連偶発債務	2	3
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	67	70
5. NIF又はRUF	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	—	—
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証)	335	279
(うち有価証券の保証)	—	—
(うち手形引受)	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前) 控除額(△)	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引 カレント・エクスポージャー方式	2	3
派生商品取引	2	3
外為関連取引	2	3
金利関連取引	—	—
金関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ取引(カウンターパーティー・リスク)	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—
長期決済期間取引	—	—
標準方式	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—
13. 未決済取引	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完 及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
合計	408	357

当行連結グループは、標準的手法採用行であるため、前記(2)は該当ございません。

- ロ. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
 (1)マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳(i)簡易手法が適用される株式等エクスポージャー(ii)内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
 (2)PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー
 当行連結グループは、標準的手法採用行であるため、該当ございません。

- ハ. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
 当行連結グループは、標準的手法採用行であるため、該当ございません。

- ニ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額
 (1)標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。)
 (2)内部モデル方式
 当行連結グループは、自己資本比率告示第四条により、マーケット・リスク相当額を不算入の扱いとしているため、該当ございません。

- ホ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
 オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 [単位：百万円]

	平成22年9月期	平成23年9月期
	所要自己資本の額	所要自己資本の額
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額合計	2,473	2,438
うち基礎的手法	2,473	2,438
うち粗利益配分手法	-	-
うち先進的計測手法	-	-

- ヘ. 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率(自己資本比率告示第二条(海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第二十五条)の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。)

連結自己資本比率及び連結基本的項目比率 [単位：%]

	平成22年9月期	平成23年9月期
連結自己資本比率(国内基準)	13.21	13.48
連結基本的項目比率(国内基準)	12.62	12.95

- ト. 連結総所要自己資本額(自己資本比率告示第二条(海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第二十五条)の算式の分母の額に八パーセント(海外営業拠点を有しない銀行にあっては四パーセント)を乗じた額をいう。)

連結総所要自己資本額 [単位：百万円]

	平成22年9月期	平成23年9月期
	所要自己資本の額	所要自己資本の額
連結総所要自己資本額(国内基準)	33,948	34,546

※平成22年9月期末所要自己資本額=(リスク・アセット総額)848,721百万円×4%=33,948百万円
 ※平成23年9月期末所要自己資本額=(リスク・アセット総額)863,669百万円×4%=34,546百万円

○第4条第3項第4号

信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

- イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
 ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
 ハ. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(連結)

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別) [単位: 百万円]

平成22年9月期	信用リスクに関するエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
	合計	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	
国内計	1,976,973	1,345,699	381,486	59	6,631
国外計	16,690	—	14,942	38	—
地域別合計	1,993,664	1,345,699	396,429	98	6,631
製造業	49,352	42,230	150	42	300
農業、林業	1,173	1,173	—	—	1
漁業	666	666	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2,592	2,545	—	—	48
建設業	57,054	56,903	—	4	407
電気・ガス・熱供給・水道業	11,105	8,644	—	—	—
情報通信業	12,981	12,373	—	—	3
運輸業、郵便業	19,267	18,097	—	9	526
卸売業、小売業	149,825	148,367	—	2	866
金融業、保険業	176,075	13,547	14,430	38	—
不動産業、物品賃貸業	159,486	155,456	2,490	—	748
各種サービス業	148,882	148,399	—	—	578
国・地方公共団体	532,070	154,210	377,860	—	—
個人	583,084	583,084	—	—	3,150
その他	90,045	—	1,497	—	—
業種別合計	1,993,664	1,345,699	396,429	98	6,631
1年以下	541,815	292,833	103,620	98	1,432
5年以下	313,326	200,111	112,574	—	1,033
10年以下	314,331	229,657	84,488	—	1,356
10年超	718,993	623,097	95,745	—	2,460
期間の定めのないもの	105,198	—	—	—	349
残存期間別合計	1,993,664	1,345,699	396,429	98	6,631

※デリバティブ取引は与信相当額を計上しております。なお、同取引における想定元本は2,758百万円です。

※合計欄には、株式等エクスポージャー、営業用資産に係るエクスポージャー等を含んでいます。

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別) [単位: 百万円]

平成23年9月期	信用リスクに関するエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
	合計	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	
国内計	2,098,437	1,391,690	470,826	167	6,626
国外計	15,410	—	14,442	43	—
地域別合計	2,113,847	1,391,690	485,268	211	6,626
製造業	48,882	42,122	650	33	118
農業、林業	671	671	—	—	3
漁業	562	562	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3,156	3,156	—	—	34
建設業	54,117	53,903	—	1	1,277
電気・ガス・熱供給・水道業	12,498	10,040	—	—	—
情報通信業	12,820	12,044	—	—	189
運輸業、郵便業	19,248	17,883	—	27	508
卸売業、小売業	142,455	140,519	—	1	406
金融業、保険業	173,960	18,392	18,915	147	—
不動産業、物品賃貸業	177,411	174,170	1,003	—	788
各種サービス業	136,588	136,132	—	—	566
国・地方公共団体	619,703	155,004	464,698	—	—
個人	627,086	627,086	—	—	2,732
その他	84,683	—	—	—	—
業種別合計	2,113,847	1,391,690	485,268	211	6,626
1年以下	569,153	310,570	124,411	211	2,191
5年以下	388,558	191,377	196,350	—	1,092
10年以下	369,336	220,673	148,367	—	1,343
10年超	685,359	669,069	16,139	—	1,592
期間の定めのないもの	101,439	—	—	—	406
残存期間別合計	2,113,847	1,391,690	485,268	211	6,626

※デリバティブ取引は与信相当額を計上しております。なお、同取引における想定元本は5,154百万円です。

※合計欄には、株式等エクスポージャー、営業用資産に係るエクスポージャー等を含んでいます。

二. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

[単位：百万円]

	平成22年9月期				平成23年9月期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
一般貸倒引当金	6,298	523	786	6,036	5,952	397	877	5,473
個別貸倒引当金	7,638	2,025	2,332	7,332	7,720	1,535	1,434	7,820
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	13,937	2,549	3,118	13,368	13,672	1,932	2,311	13,293

一般貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(地域別、業種別)

[単位：百万円]

	平成22年9月期				平成23年9月期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
国内計	6,298	523	786	6,036	5,952	397	877	5,473
国外計	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	6,298	523	786	6,036	5,952	397	877	5,473
製造業	439	24	47	416	419	16	79	356
農業、林業	1	0	0	1	0	1	0	2
漁業	53	0	0	52	52	0	1	51
鉱業、採石業、砂利採取業	4	2	0	6	4	2	3	3
建設業	1,221	49	94	1,176	1,247	47	149	1,145
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	0	1	1	0	0	1
情報通信業	91	3	6	89	97	2	17	82
運輸業、郵便業	43	7	15	35	37	5	17	24
卸売業、小売業	546	91	135	501	497	52	143	405
金融業、保険業	17	2	14	5	5	0	0	5
不動産業、物品賃貸業	640	53	90	603	616	36	106	546
各種サービス業	1,256	53	88	1,222	1,162	46	112	1,096
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	1,723	193	259	1,658	1,672	164	243	1,593
その他	255	40	31	264	135	21	0	156
業種別計	6,298	523	786	6,036	5,952	397	877	5,473

個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(地域別、業種別)

[単位：百万円]

	平成22年9月期				平成23年9月期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
国内計	7,638	2,025	2,332	7,332	7,720	1,535	1,434	7,820
国外計	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	7,638	2,025	2,332	7,332	7,720	1,535	1,434	7,820
製造業	281	221	158	344	677	88	28	736
農業、林業	8	2	2	8	5	0	1	4
漁業	14	6	2	18	11	0	0	11
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	573	543	328	788	1,585	237	229	1,593
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	3	0	3	0	4	27	-	31
運輸業、郵便業	204	86	26	265	257	1	1	256
卸売業、小売業	1,174	224	589	808	561	157	105	612
金融業、保険業	-	-	-	-	-	51	-	51
不動産業、物品賃貸業	746	16	110	651	695	64	41	719
各種サービス業	788	117	140	764	614	158	179	593
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	3,084	749	942	2,892	2,607	613	759	2,460
その他	759	57	28	789	700	134	86	748
業種別計	7,638	2,025	2,332	7,332	7,720	1,535	1,434	7,820

ホ. 業種別又は取引相手別の貸出金償却の額
貸出金償却額の内訳(業種別)

[単位: 百万円]

	平成22年9月期	平成23年9月期
製造業	—	—
農業、林業	—	1
漁業	2	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	47	155
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	31	—
卸売業、小売業	584	50
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	15	3
各種サービス業	34	49
国・地方公共団体	—	—
個人	529	426
その他	—	—
業種別計	1,245	686

- へ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には、区分を要しない。)並びに自己資本比率告示第八条第一項第三号及び第六号(自己資本比率告示第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。)又は第三十一条第一項第三号及び第六号(自己資本比率告示第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

[単位: 百万円]

	平成22年9月期			平成23年9月期		
	エクスポージャーの額	うち格付あり	うち格付なし	エクスポージャーの額	うち格付あり	うち格付なし
0%	603,135	33,421	569,714	630,066	23,230	606,835
10%	10,515	4,945	5,570	22,425	10,960	11,464
20%	145,257	138,788	6,468	45,541	41,966	3,575
30%	1,946	1,946	—	—	—	—
35%	157,068	—	157,068	161,878	—	161,878
40%	400	400	—	1,115	1,115	—
50%	12,664	11,331	1,333	12,448	10,527	1,921
70%	—	—	—	301	301	—
75%	430,850	—	430,850	472,925	—	472,925
100%	497,426	18,338	479,087	528,234	17,546	510,687
120%	—	—	—	598	403	195
150%	3,272	—	3,272	3,101	—	3,101
350%	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—
合計	1,862,539	209,173	1,653,365	1,878,635	106,050	1,772,585

*国債及び日本銀行向けエクスポージャーは格付なしに計上しています。

*デリバティブは与信相当額を計上しています。

*参加利益を購入したローン・パーティシペーションについては、原債務者と原債権者(参加利益の売却者)それぞれのリスク・ウェイトを合算したリスク・ウェイトの区分に計上しています。

- ト. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項並びに第百六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

- チ. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)
- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)
 - (2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高
 - (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比
当行連結グループは、標準的手法採用行であるため、該当ございません。

○第4条第3項第5号(信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項)

イ. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)

- (1)適格金融資産担保
- (2)適格資産担保(基礎的内部格付手法採用行に限る。)

ロ. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)

連結子会社では、信用リスク削減手法を適用しておりません。

○第4条第3項第6号(派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項)

連結子会社では、派生商品取引を行っておりません。

○第4条第3項第7号(証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項)

イ. 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1)原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)
- (2)原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)
- (3)保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
- (5)証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6)自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (7)早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)(i)早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額(ii)連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額(iii)連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (8)当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
- (9)証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10)自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

ロ. 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1)保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (2)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
- (3)自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4)自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

連結子会社では、証券化取引を行っておりません。また、連結子会社では、証券化エクスポージャーを保有しておりません。

○第4条第3項第9号(銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項)

イ. 中間連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー(以下「上場株式等エクスポージャー」という。)

(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

出資等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額等

[単位：百万円]

	平成22年9月期		平成23年9月期	
	中間連結貸借対照表額	時価	中間連結貸借対照表額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	16,175		15,507	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	2,200		2,267	
合計	18,375	18,375	17,775	17,775

子会社・関連会社株式の中間連結貸借対照表計上額等

[単位：百万円]

	平成22年9月期		平成23年9月期	
	子会社・子法人等	-		-
関連法人等	-		-	
合計	-		-	

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

[単位：百万円]

	平成22年9月期	平成23年9月期
売却損益額	△297	△166
償却額	646	103

ハ. 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

平成22年9月期：中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額は516百万円です。

平成23年9月期：中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額は△899百万円です。

二. 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額については該当ございません。

ホ. 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第六条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額

当行連結グループは、海外営業拠点を有していないため、自己資本比率告示第六条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額については該当ございません。

ヘ. 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

当行連結グループは、標準的手法採用行であり、自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーについては該当ございません。

○第4条第3項第10号(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額)

当行連結グループは、標準的手法採用行であり、信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額については該当ございません。

○第4条第3項第11号(銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額)

連結子会社を対象とした銀行勘定における金利リスクについては、連結子会社の総資産の総合計を親銀行の金利感応性のあるバンキング勘定の資産、負債、オフ・バランスと比較した場合、残高が5%未満であることから重要性に乏しいため、計測しておりません。